

天使大学大学院助産研究科学則

第1章 総則

(目的)

第1条 天使大学大学院助産研究科（以下「本研究科」という。）専門職学位課程は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性をもって知的、専門的及び応用的能力を發揮して社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的とする。

(位置)

第2条 専門職大学院を、札幌市東区北13条東3丁目1番30号に設置する。

(自己点検及び評価等)

第3条 本研究科は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、学校教育法第109条の各項に定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、また、文部科学大臣により認証された評価機関による評価を受けるものとする。

2 前項の自己点検及び評価並びに認証評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学生定員及び修業年限等

(課程及び分野)

第4条 本研究科専門職学位課程に、助産基礎分野及び助産教育分野を置く。

(人材養成の目標)

第5条 本研究科は、人材養成に関する目標を次のとおりとする。

(1) 助産基礎分野においては、助産師として科学的根拠に基づく適切な判断をもち、自立して基本的な助産ケアが提供できる人材を育成する。

(2) 助産教育分野においては、助産師教育者として、助産基礎分野の目的に加え、助産教育に関する理論と技法に基づいて、効果的な教育が実践できる人材を育成する。

(修業年限等)

第6条 本研究科の修業年限等は、次のとおりとする。

(1) 助産基礎分野の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(2) 助産教育分野の修業年限は1年6月とする。ただし、3年を超えて在学することはできない。

(専攻及び収容定員等)

第7条 本研究科専門職学位課程の専攻分野の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
助産研究科	専門職学位課程		
	助産専攻	40人	80人
	(助産基礎分野)	(30人)	(60人)
	(助産教育分野)	(10人)	(20人)

第3章 教員組織及び運営組織

(授業担当教員)

第8条 本研究科における授業及び研究指導は、研究科の専任である教授、准教授、講師及び助教並びに臨床専任教員である教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

- 2 必要に応じて、兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。
- 3 必要に応じて、特任教員、嘱託教員及び臨時教員が授業を担当することがある。

(臨床専任教員)

第9条 前条第1項に定める臨床専任教員とは、専門職大学院設置基準第5条第1項及び第3項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文科科学省告示第53号)第2条の規定により、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成等の組織の運営について責任を担う者をいう。

- 2 臨床専任教員に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第10条 本研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。
- 3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 本研究科に教授会を置く。

- 2 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 4 教授会に関する必要な事項は、本研究科教授会規程に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) キリスト降誕祭 12月25日
 - (4) 創立記念日 12月8日
 - (5) 夏期休業 8月末から9月末までの間の4週間を別に定める。
 - (6) 冬期休業 12月中旬から1月初旬の間の2週間を別に定める。
 - (7) 春期休業 3月16日から3月31日まで
- 2 学長は、特に必要がある場合、教授会の意見を聴いて前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、特に要がある場合、教授会の意見を聴いて休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第5章 入学

(入学の時期)

第15条 本研究科の入学の時期は、学年の始めとし、転入学及び再入学の場合も同じとする。ただし、教育上の支障がないと認められる場合には、他の時期とすることができる。

(入学資格)

第16条 本研究科に入学することのできる者は、次に掲げる者とする。

(1) 助産基礎分野

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 助産教育分野

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定める助産師として実務経験が5年以上の者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第17条 本研究科に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に教授会の意見を聴いて入学を許可する。
- 3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第20条 他の大学院に在学している者で、本研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、現に在籍している大学院の学長の許可書を提出しなければならない。
- 3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条 本研究科を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、欠員がある場合に限り選考のうえ、相当の学年に再入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第22条 本研究科に開設する授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業科目名及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(教育方法の特例)

第23条 本研究科の課程において、教育上必要があると教授会が認めた場合には、夜間及びその他の特定の曜日・時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与及び成績)

第25条 授業の成績評価は、試験その他の方法によって授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

3 学長は、前項で合格と判定された授業科目について単位を授与する。

(単位認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位及び科目等履修生の制度により修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（外国の大学の大学院等を含む）の授業科目を履修させ、修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 第1項及び第2項の規程により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。

4 単位認定に関する必要な事項は、別に定める。

(履修規程等)

第27条 この章に定めるもののほか、履修の方法、授業科目の概要、授業の方法、年間授業計画及び学修評価の基準並びに科目履修の認定の取扱い等に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、退学、転学及び除籍

(休学)

第28条 疾病その他やむを得ない事由により修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出し、許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、当該休学開始日の属する年度末までとする。ただし、やむを得ない事由があると学長が認める場合は、次に定める期間まで延長することができる。

(1) 助産基礎分野については、通算して2年を超えない期間

(2) 助産教育分野については、通算して1年6月を超えない期間

4 休学期間は、第6条の修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第29条 学長は、休学の事由が消滅した場合は、復学を許可することができる。ただし、復学の時期については、教授会の意見を聴いて定めるものとする。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、所定の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 他の大学院への入学又は転入学を志望する者は、所定の転入学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第28条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 他の大学院に籍を置く者。ただし、第26条第2項の規定に基づく場合を除く。
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

(教授会への報告)

第32条の2 本章の規定に該当する者があった場合、学長は遅滞なく教授会に報告するものとする。

第8章 課程修了及び学位授与

(課程修了の所定単位)

第33条 本研究科の授業科目の履修については、別表第1の定めるところに従い、専攻の分野により次のとおりの単位を修得しなければならない。

- (1) 助産基礎分野 56単位以上
- (2) 助産教育分野 45単位以上

(課程修了の認定と学位授与)

第34条 専門職学位課程の修了は、助産基礎分野にあつては、本研究科に2年以上、助産教育分野にあつては、1年6月以上在学し、前条の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、本研究科の行う課題研究成果の審査及び最終試験に合格した者とする。

2 学長は、前項に該当する者について、教授会の意見を聴いて助産修士（専門職）の学位を授与する。

3 学位に関する必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第35条 本研究科助産基礎分野において修了要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、助産師国家試験受験資格を取得する。

第9章 賞罰

(表彰)

第36条 学生として表彰に値する行為があった者について、学長は教授会の意見を聴いて表彰することができる。学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第37条 本研究科の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者について、学長は、教授会の意見を聴いて懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
- 3 前項の退学及び停学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本研究科の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第38条 本研究科に学校医及び健康管理者を置く。

- 2 学校医及び健康管理者は、学校保健安全法に基づき、学生の健康管理を行う。
- 3 健康診断、健康相談、疾病予防及びその他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生及び委託生

(研究生)

第39条 学長は、本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて研究生として受入を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合には、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第40条 学長は、本研究科学生以外の者で、本研究科の一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて科目等履修生として受入を許可することができる。

(委託生)

第41条 学長は、本研究科において、他の大学、研究機関又は団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、教育研究に支障のない場合

に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて委託生として受入れを許可することができる。

(細部規定の委任)

第42条 この章に規定する研究生、科目等履修生及び委託生の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第12章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料等の金額)

第43条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の金額は、別表第2のとおりとする。

2 長期履修学生制度に関する授業料等については、別に定める。

(授業料等の納付)

第44条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

(学年途中で課程修了する者の授業料等)

第45条 学年の途中で課程を修了する者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

(退学及び停学等の場合の授業料等)

第46条 学期の途中で退学する者、退学又は停学を命じられた者及び除籍された者に係る当該期分の授業料等は、徴収するものとする。

(休学の場合の授業料等)

第47条 休学を許可され、又は命じられた者については、休学を許可された翌期分（許可日が学期の初日の場合は、当該学期）から休学期間中の授業料等を免除することができる。

(復学等の場合の授業料等)

第48条 学年の中途において復学した者はその月から学期末まで、また、入学した者は当該期分の授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第49条 経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第50条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学検定料、授業料等及び委託料については、別に定める。

(納付金の取扱い)

第51条 納付した入学検定料及び入学金は返還しないものとする。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第52条 成績が優秀で修学の熱意があるにもかかわらず、災害その他家庭状況などの経済的理由

により修学が困難な者に対し奨学金を給付又は貸与することができる。

2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 大学院事務組織

(事務)

第53条 本研究科に係る事務は、大学事務局において行う。

第15章 補則

(細則その他)

第54条 本学則の施行に当たって必要な細則等は、別に定める。

(改廃)

第55条 本学則の改正は、学長の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2006年4月1日から施行する。

ただし、2006年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2008年4月1日から施行する。

ただし、2008年3月31日以前に入学した学生については、従前の別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5を適用する。

附 則

本学則は、2009年4月1日から施行する。

ただし、2009年3月31日以前に入学した学生の別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2010年4月1日から施行する。

ただし、2010年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の第25条別表第1及び第35条第1号の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2011年4月1日から施行する。

ただし、2011年3月31日以前に入学した学生の別表第2、別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2012年4月1日から施行する。

ただし、第18条第5項については、2012年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2015年4月1日から施行する。

ただし、2015年3月31日以前に入学した学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

ただし、2017年3月31日以前に入学した学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。